中環審循環型計画部会(7月31日開催)における 経団連に対する質問事項への回答

2007 年 8 月 7 日 経団連産業第三本部

【Q】現行の基本計画の問題点について

【A】基本計画見直しについては、本部会の検討が7月9日に始まったところであり、経団連としても十分な議論が行われていないのが実情である。今後、本部会における検討に対応して、経団連としても検討を深めていきたい。

現段階では、例えば、現行の指標について、算定にあたってどの統計値を使用しているのか、算定根拠がわかりにくいものや、要因分析がしにくい指標があり、国の公表統計値を活用するなど、わかりやすい指標にすべきという意見がある。

また、素材産業等では、主製品の生産に伴い不可避的に発生する副産物について、既に再資源化等の取組みを精力的に進めているが、今後は、天然資源の品位低下等の理由から、副産物の発生は増加せざるを得ない状況にある。このようなことから、副産物については、「発生抑制」を最優先課題に据えるべきではなく、「発生抑制」と「再生利用」を総合的に推進すべきであり、また、循環資源となりうる「副産物」といわゆる「不要物たる廃棄物」とを区別して扱うべきとの意見がある。

【Q】基本計画における産業廃棄物最終処分量の目標の見直しについて

【A】今回の経団連自主行動計画の見直しにあたって、産業廃棄物最終処分量の今後の削減可能性等について検討を行った。その結果、①既に90年度実績の8割減という大幅削減を達成しており、現行の技術水準等の下では削減努力が限界に近づいている業種が多いこと、②景気回復に連動して、削減努力を上回る産業廃棄物が発生する可能性があること、③天然資源の品位低下等により、素材産業における廃棄物・副産物の発生量が増加せざるをえない状況にあることなどの理由から、今後の産業廃棄物最終処分量の大幅削減は難しいとの認識を持っている。

経団連としては、引き続き、各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減 を要請していくが、産業界全体の目標としては「2010 年度において 1990 年度 実績の 86%減」を掲げ、「経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処 分量を増加させない」という強い決意を持って、引き続き3Rの推進等に努力して参りたい。

なお、農業部門や上下水道からの産業廃棄物は経団連の自主行動計画に含まれていない。

【Q】「経済と環境が両立する循環型社会」の意味(マクロでの両立か、ミクロでの両立か)について

【A】マクロ面・ミクロ面の双方である。3Rのために過大な社会的コストを投入することは問題である。また、3Rがビジネスとして成り立つよう、処理コストの削減やリサイクル対象物の確保等に資する諸規制について、生活環境に悪影響を与えない範囲で見直すことも重要である(例えば、広域的な処理の推進、廃棄物の保管期間の見直し、廃棄物処理法に係る行政手続の簡素化・電子化、廃棄物処理法に係る解釈の全国統一化)。

さらに、環境問題解決の重要な鍵は「技術」であり、すぐれた「環境技術」を 開発・普及することが、ミクロ面では事業の拡大につながり、ひいてはマクロ面での経済成長・雇用拡大につながる。そのためには、環境技術開発投資に資金を十分に回せるような事業環境を整備することが極めて重要である。

【Q】自主行動計画のカバレッジ(中小企業も含まれているか)について

【A】基準年である 1990 年度において、わが国全体の産業廃棄物最終処分量の約66% (1990 年度におけるわが国全体の産業廃棄物最終処分量 8,900 万トンに対して、31 業種の実績値は 5,865 万トン) であり、カバレッジは 7 割弱と考えている。

経団連の会員企業は大企業中心ではあるが、業界団体も経団連の会員であり、業界団体の会員には中小企業が含まれている。経団連の自主行動計画は業界団体を中心にとりまとめていただいていることから、業界団体を通じて、中小企業も含まれた数字となっている。なお、経団連の自主行動計画には、経団連の会員ではない業界団体にも参加いただいている。

【Q】「エコインダストリー」に言及していないことについて

【A】「3Rがビジネスとして成り立つような環境整備」のなかに包含している。

【Q】自主行動計画に業種別目標はあるが、品目別・製品別目標が入っていないこと について

【A】経団連の自主行動計画は、業種ごとの自主行動計画の総合体である。配布資料の「業種別目標一覧表」には記載されていないが、「個別業種版」に、品目別目標を掲載している業種もある。ただし、経団連の自主行動計画は実効性を伴う「経営者のコミットメント」であることから、消費者の協力なくして達成できない目標については、自主行動計画の目標として挙げづらい面がある。また、個別リサイクル法で規定されている目標や資源有効利用促進法に基づき策定している品目別目標は、敢えて自主行動計画に掲げていない業種もあるようだ。

経団連としては、関係業界の協力を得ながら、引き続き、自主行動計画の 改善・充実に努めて参りたい。

【Q】洞爺湖サミットに向けた戦略的な取組みについて

【A】貴重なご意見として承りたい。今後とも、産官学が協力して取り組んでいく ことが重要と考える。

【Q】「効率的・効果的な循環型社会」の意味ならびに「環境と経済の両立」等の表現 ぶりについて

【A】産業界として、「『天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り 低減された社会』」(循環型社会基本法が規定する「循環型社会」)の形成に あたって、「経済的要因・技術的要因にも十分考慮して、効率的・効果的に取 り組むべき」ことを強調したい。

なお、「環境と経済の両立」は、本年6月に閣議決定された「21世紀環境立国 戦略」でもその旨明記されている。

【Q】「EPRは、産業界に費用負担を求めるものではなく、最終的に消費者が負担するものである」との主張について

【A】理論上、「EPRは産業界に費用負担を求めるものではなく、最終的に消費者が負担するものである」と主張されていることは理解しているが、現状、消

費者の要求水準と競争環境が厳しいなかで、川上産業から川下産業を通じて 消費者に至るまでの過程において、内在化された処理コストを消費者価格に まで転嫁できないのが実情である。消費税のように、確実に転嫁させるシス テムを構築するには、多大な社会的費用がかかる面もある。

【Q】EPRとの関連で、「自主的な取組みについて、事業者はどこにどれだけ費用がかかったか定量的に提示すべき」との意見について

【A】事業者は、環境技術開発から消費者に対する環境情報の提供に至るまで、環境負荷の低減に資する様々な活動を行っている。その活動を定量的に提示することは、企業秘密であるコスト情報や独自の工夫や取組みを同業他社にも提示することになり、難しい面があるが、今後とも、広く国民にご理解いただけるよう、努力して参りたい。

以上